

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同日以降、新入社員研修を受けていたが、同年〇月〇日、駅のプラットフォームから電車に飛び込み、死亡した。
- 2 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前々回処分」という。）。

請求人は、前々回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前々回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に対して再審査請求をしたところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを取り消す旨の裁決（以下「前裁決」という。）をした。

- 3 監督署長は、前裁決を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」と

いう。)をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付でこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する給付基礎日額が〇円を超えるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者が研修スケジュールの時間以外にも、会社から自己学習についての包括的な指示を受けて、同人の睡眠時間を除き、プレゼンテーション資料の作成等のために、宿泊していた研修場所で長時間にわたる自己学習を行っていた旨主張する。

そこで、当審査会においては、請求人の主張を受けて、改めて一件記録を精査したが、会社から当該包括的な自己学習の指示があったとする具体的な証拠は認められず、研修スケジュールにおける研修時間以外は、①午後〇時から〇分程度の再テストの実施時間、②1日〇分程度の研修日誌作成時間を除いては、自己学習すべき内容やその時間数のほか、自己学習の場所や方法について、会社からは何らの指定も行われておらず、当審査会としては、前裁決と同様、自己学習の時間については、会社の指揮監督下にある時間とは認め難く、時間外労働時間とはいえないものと判断する。

(2) また、請求人は、午後〇時実施の再テストに向けて、研修終了から再テスト開始までの間、被災者は再テストの内容を自己学習せざるを得なかったと推定されることから、少なくともこの時間は会社の命令による時間外労働時間である旨主張する。

しかし、再テスト直前の自己学習の実施についても、(1)に説示したとおり、会社の指揮監督下にある時間とは認め難く、時間外労働時間とはいえないものと判断する。また、再テストについては、再テストが不合格の場合は、研修が終了し各職場に配属された後に、再々テストをWEB上で受けるという程度のものであったことに鑑みると、被災者が、会社から指示を受けて、再テスト直前に自己学習を行わざるを得なかったとみることは難しく、請求人の主張は採用することができない。

(3) したがって、被災者に係る実態に合致した時間外労働時間数を認定した上で、給付基礎日額を是正すべきであるとする請求人の上記主張は、理由がない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。